

香芝市監査委員告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和5年5月17日

香芝市監査委員 近藤 洋  
香芝市監査委員 中山 武彦

<対象：健康部 介護福祉課>

- 1 監査実施年月日 令和5年1月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和5年3月27日
- 3 措置状況通知 令和5年5月12日香介第191号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>香芝市敬老会事業及び香芝市高齢者支援事業の業務について、両業務ともに地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により香芝市社会福祉協議会に随意契約されていたが、仕様書に業務内容が具体的に記載されていなかったため、委託業務内容が不明瞭になっていた。</p> <p>また、敬老会事業については、実施時期に新型コロナウイルス蔓延が懸念されていたため、中止されたが、その場合の費用負担等についても契約書に具体的に規定されていなかった。</p> <p>委託業者との契約においては、市と受託業者との間で委託業務に係る認識の齟齬が生じないように、業務内容を具体的に仕様書に記載するとともに、事業の中止が想定される場合には、中止された場合の費用負担等についても契約書に予め明記されたい。</p>	措置済	<p>今年度の事業の業務について、仕様書の業務内容を業務ごとに明記し、内容を明確化しました。</p> <p>また、契約書に関しては新型コロナウイルス等の不測の事態が起こった際にどのようにして業務内容・契約金額を変更するかを明記しました。</p>

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
<p>香芝市老人クラブ活動補助金について、香芝市ふたかみクラブ連合会に対し補助金が支出されていたが、そのうちの1つに、単位老人クラブのクラブ数や会員数に単価を掛けることにより算出され、その算出された金額に対し、補助決定がなされていたものがあつた。このことに関して、香芝市老人クラブ活動補助金交付要綱第2条の規定により、補助対象経費は地域活動に要する経費又は香芝市老人クラブ連合会が行う事業に要する経費とされていることから、計画されている地域活動や事業にかかる予定経費に対して補助決定すべきであると考えます。</p> <p>ついでには、補助金の申請時に、地域活動や事業の計画及びその経費の内容が具体的に明記された資料の提出を求め、その資料を審査することにより、補助金交付の可否を判断されたい。</p> <p>なお、当補助金は前金払されていたが、補助対象経費が事業等終了後に確定するものについては、事業等終了後の支払い又は概算払による支払いが妥当である。また、事業が中止されていることなどが判明し、不用額が生じている場合は、精算する必要があることにも留意されたい。</p>	<p>改善中</p>	<p>香芝市老人クラブ活動補助金について、計画書にて補助金対象経費を審査し、補助金の交付決定を行い、実績報告を提出するよう改善を行います。</p> <p>令和5年度については現在、香芝市ふたかみクラブ連合会及び各老人クラブに対し、計画書の提出について説明中です。</p> <p>また、各老人クラブの補助金を交付する際は概算払とし、年度末の実績報告を踏まえ、補助金の精算・確定を行います。なお、事業等に中止があり、精算時に不用額が発生する場合は、老人クラブから補助金の返還処理を行います。</p>